

パスポート・レジームからみる国際秩序と世界秩序の連動 ——所有的個人主義、文化、そしてアイデンティティの確保——

前田 幸男

1. はじめに：ブルのアイロニカルな再評価

本稿は、ヘドレー・ブルの「アナーキカル・ソサイエティ」(Bull [1977=1995])の議論を人々の統治という観点から再評価した上で、それをパスポートによる人口管理という観点から世界秩序論に接合させることを目的としている。

近年の英国学派をめぐる国際社会論⁽¹⁾は、ブルによる多元主義と連帯主義との緊張関係の指摘(Bull [1966a])以降、例えば人道的介入の是非をめぐって多元主義と連帯主義の対立として擁護や批判がなされてきた(Cf. Wheeler [1992]; Wheeler and Dunne [1996]; Wheeler [2000])。他方で、かつてのブルの議論が現在では時代遅れ、もしくは保守的だったとして批判する者も存在する(Cf. Rosenberg [1994]; Edkins and Zehfuss [2005])。しかし、本稿は介入論でもブルそのものの批判でもなく、人の移動という側面からブルの議論を再評価するものである。ただし、この再評価は、ブルをはじめとするほとんどの国際社会論が「そこから排除された社会と国際法との関係を批判的に捉える視覚を欠いていた」(土佐 [2006: ii])し、今でもこうした枠組みで世界を捉えようとする人々が後を絶たないがゆえに立ち現れている現実の世界秩序があり、それを読み解くためには、その枠組みの有効性をいったんは認めるというアイロニカルな構えをとらざるを得ないという意味においてである⁽²⁾。その際、彼が「秩序」の問題に焦点を当てていたことに注目し、とりわけパスポートという身

元確認文書を媒介に、人権や人道という観点とは異なる方向から国際秩序と個人の関係について論じる。

近年の文脈で、国外へ移動した経験を持つものなら誰でも理解していることは、国際移動にパスポートが不可欠だということである。入国審査の際に必要なパスポートは、所有者の国籍(A)を確認することで、他国(B)への入国の自由を獲得するためのツールである。個人レベルで見ればそれは移動の自由の問題として立ち現れるが、国家間レベルではそれは秩序や統治の問題として立ち現れる。

本稿ではこうした国際移動の常識の意味の問い込みを通して、既存の国際関係論(英国学派の国際社会論およびアレクサンダー・ウェントのコンストラクティヴィズムにおける文化論(Wendt [1999]))の問題点を指摘して、パスポートを通じたアイデンティティ確保という行為が、ブルのいう「国際秩序」と「世界秩序」の連動を理解する一助になることについて論ずる。言い換えれば、近年の英国学派の連帯主義者が指摘するように、近年国際社会にリベラリズムが浸透してきたことを踏まえた上で、そうした過程の中でなぜパスポートを通じた国家による移動手段の独占が徹底化しているのかを説明することが本稿の目的である。それは国家の強化(多元主義)と国家間の協力(連帯主義)が同時深化しているその状況を説明することにある。この同時深化の問題は、近年の英国学派をめぐる議論では十分に説明することができない。次

節ではまずその点について確認した上で、パスポートを通した人の移動の問題に進みたい。

II. 秩序論なき社会論の問題

近年の英国学派を再評価する議論は、「規範」的要素が含まれているということの評価する傾向が強い。そして、多くは1977年時点のブルの議論がそうした規範理論的側面への展開が不十分であるとするか、後期のブルの議論はまさしく現代の地球的問題群に直面しているわれわれにとって、討議や熟議を通して、そうした諸問題に取り組むことができるという方向へと進んでいく（もしくは1977年のブルの議論には規範的要素が十分にあるとして逆に擁護するか）。しかし、グローバル化した現代の「地球的問題群」がどのようにして立ち現れるに至ったのかはこうした規範理論だけではわからない。むしろ、こうした「規範」がどのように立ち現れるに至ったかを理解するためには日常レベルでの権力作動に関する緻密な議論が必要となってくる⁽³⁾。そのために、本節ではまずブルが当時、あくまで「秩序」という言葉にこだわった意味を、後に展開するパスポートの議論と接合するために、より生産的な方向に組み替えながら再構成してみたい。

まずブルは、「秩序」について考察するために、あらゆる社会には「生命・信義・財産」の確保という基本的目標が存在していることに着目する。つまり、社会は（1）生命の保全、（2）契約の遵守・合意の実施、（3）物の所有の安定を実現する。なぜなら、それが社会生活そのものの条件だからである(Bull [1977=1995: 6-8=2000: 5-8])。そして、今度は国際面に目を向けて「国際秩序」を提示し、それを形成する枠組みが「国際社会」であるとするが、その際、ブルは明確にそれぞれの国家が、領土と人口に対して最高権力を意味する対内主権を主張する点に注目する(Bull [1977=1995: 8=2000: 9])。

彼はこの「秩序」に「正義」の概念を対比させながら、国際「秩序」と個人的・人間的「正義」との間に齟齬が生じ、国益は人類一般の利益とはしばしば一致しないと論ずる。いうまでもなく、この不一致は国益がまさしく「政府の管理する問題」だからである。このように個人が介入できない国際社会という固有の領域の存在をブルは示す。それゆえ国家間の闘争でもなく、人々による革命でもない、中道(via media)としての国際社会(=二次的レベルの社会)の存在を確認することになる。

ブルを再検討する後続の議論は、以上を踏まえているはずなのだが、大部分が「秩序」の議論にほとんど注意を払っていない(Buzan [2004]; Hurrell [2007]; Linklater and Suganami [2006])⁽⁴⁾。秩序に焦点を合わせている場合でも、この「正義」と「秩序」の比較衡量を繰り返すだけである(Williams J. [2006: 14, 23])。こうした立論の背景には、人権の側に「世界社会」を指し、国家主権の側に「国際社会」を指定する存在論が横たわっている。この点、バリー・ブザンは、「国際システム」・「国際社会」・「世界社会」の三つの世界の併存の構図を大幅に変更して、「国際社会」・「人間間社会」・「トランスナショナル社会」の三つの概念で世界を読み解こうとしている(Buzan [2004: 133])。しかし、このブザンの図式にしても、「国際」と「世界」の区分が厳然と再生産されているに過ぎない。ブザン自身はウエントの議論があまりに国家間システムに偏りすぎること批判しているが(Buzan [2004: 102])、実際は程度の問題であり、ミクロレベルでの人間の行為などはほとんど顧みられていない。

こうした近年の議論の淵源には、国内社会の編成と同様のやり方で国際社会を考えることの限界を説きつつ(いわゆる国内類推の否定)、国際社会の固有性を打ち出すというものであった。それはブルの議論でも同様である

(Bull[1966b=2000])。それ自体は国際関係論の固有の領域を確立したという意味では、ケネス・ウォルツと並ぶ貢献をしているわけだが、他方で英国学派とそれを発展させようとするほとんどの議論が、主体に還元できない「社会」の存在を擁護する(Cf. Dunne [2005])。

確かに、「社会」という固有の領域があることは否定しようのないことである。しかし、だからといって秩序の議論を不問にして社会だけを論じてよいわけではない。この点、1977年のブルの議論では「国際秩序」と「国際社会」という言葉は入れ換え可能な概念として使用されていた。諸国家が作る社会が、秩序も作っていると理解されていたからである。ところが、グローバル化が著しい今日、国際社会が存在している当然の帰結として、国際秩序の存在を引き出せるわけではない。なぜなら、国際秩序は国家のみならず、他のアクターによっても支えられているからである。とくに人の移動と関わる場合、まぎれもなくパスポートを持った人々の行動が国際秩序を支える。国際移動の場面での人々の行動についても、日常レベルまで含めた人々の行動についても、既存の国際社会論の論者たちはほとんど論じてこなかったのである。

こうした人の移動と国際社会の関係性について考えるため、例えば先のブザンの図式に従うとしてみよう。パスポートを持つ個人は、移動すればトランスナショナル社会の領域に入り、移動しなければ人間間社会に入るのだろうか。実際は、移動しようが移動しまいが、人の「生」はすでにパスポート経由で番号を付与され、国内社会の中にも国際社会の中にも位置づけられており、トランスナショナルかつ人間間の関係の中にあるのだが、ブザンの図式はそうした複雑な含意に肉薄するにはあまりに表層的すぎる。

他方で、人の移動とパスポートをめぐる議論においては、ブルの国際社会論が高く評価さ

れている(Cf. Torpey [2000]; Salter [2003])。ただし、その評価は国際社会という固有の領域がパスポート・レジームという具体的な形で発現しているという文脈においてである。しかし、ブルの議論の評価すべき点は、国際社会面に限るわけではなく、国際と国内を貫く秩序論を指し示した点にある。人の移動の問題に引きつけられれば、パスポートの背後には各種身分証明書が控えており(後述。図2を参照)、それらが一体となって生命・信義・財産を支えているということまでが含まれるのである。

上記の視点を踏まえれば、とくに9・11以降、国家の電子パスポートによる人口把握の精度の向上を通じたテロ対策や組織犯罪対策の強化が、単なる人々の生命の安全確保のためだけに進行しているわけではないことが見えてくる。生命のみならず、まさしく「経済取引を行う人々の生命と財産」という一体不可分のものを防衛するために、各国は人口管理の徹底化を進めていると捉えることが可能となる。

以下では、国際秩序が生命・信義・財産の保持を目標としていることについて、世界秩序との関係性を踏まえ、再度ブルを紐解き、考察する。

III. 両秩序の連動、所有的個人主義、文化

国家が領土と人口の把握を行うことの重要性にブルが自覚的であったことを考えると、「社会」のみならず「秩序」それ自体の問題にも敏感だったことは明らかである⁶⁾。この「秩序」の問い込みは、個々人の日常レベルでの行為にまで行き着くことを意味する。「国際秩序」の先には「世界秩序」の存在がちらついてくると言うこともできる。すなわち、

世界秩序は国際秩序よりも広い概念である。なぜなら、世界秩序を説明しようと思えば、国家間秩序ばかりでは

なく、特定国家内でもたらされる国内的・内政的規模での秩序や、(主権国家システムもその一部にすぎない)より広い世界政治システムの内部での秩序をも、取り扱わねばならないからである。

世界秩序は、国際秩序よりもいっそう根本的で原初的なものである。なぜなら、全人類からなる大社会の究極的構成単位は、国家ではなく(あるいは、民族・部族・帝国・階級・政党でもなく)、個々の人間であるからである(Bull [1977=1995: 21=2000: 24] (傍点は筆者による))。

ここでは国際秩序は世界秩序の一部を構成し、二つの秩序がまったく別個のものではなく、重なりあう部分があることが示唆されている。つまり、国際秩序の中に世界秩序が見え隠れする瞬間、あるいは世界秩序の中に国際秩序が見え隠れする瞬間がありうると考えることができる。この点、スタンリー・ホフマンは、ブルが国家間の相互関係を分析する際に、権力関係以外の事柄、すなわち共通の関心、規則、制度などに着目していると指摘し、それが戦争・外交・国際法の横断的分析を可能としていることを評価している(Hoffmann [1995])。ホフマンは、まぎれもなくブルが国際社会の固有の領域として共通関心やルールが存在も指摘した点の評価している。しかし、ブルの先の引用を意識しつつ、この共通の関心、規則、制度というものが、国際だけでなく国内をも貫くものとして考えるとどうなるだろうか。フーコー的な見方からすれば、アクター(国家に限らない)がルールに従うことをもって権力の作動と捉えようとするのであり、それゆえにルールに則りながら自由に行動するというリベラリズムの権力の問題系に進むことになる。したがって、本稿でのブルの

再評価というのは、ホフマンが非権力の範疇として評価した共通関心やルールに基づく議論を、まさしく権力の問題に読み替えることから始まる。

とはいえ、ブルは世界秩序の領域についてはわずかに言及するにとどまっており、その後の理論的展開が期待されたがそれは実現していない。この点、ブルを含む英国学派から影響を受けたとして、「観念」に着目するウェントの立論は、二次的秩序レベルとしての国際社会の領域のみに議論を狭め、世界秩序を予め排除することを確認している。

もしわれわれが世界政治についての数少ない大きくて重要なことに言及したいのであれば、まず最初に諸国家の観念とそれらが構成する利益に焦点を合わせ、そこから初めて、誰がどれだけ多くの銃を所持しているかについて懸念するのがより望ましいことになると、私は信じている(Wendt [1999: 256])。

このようなあらゆる射程の広がりの可能性を国際秩序の領域にのみ封じ込める構えが典型的に現れている地点が「フーコー効果」を論ずるくだけに見出される。まずウェントの議論の中で、国際秩序と世界秩序の連動について考察するための鍵(しかも彼の中で評価できる唯一といってよい鍵概念)を提供しているのが、マクファーソン(MacPherson [1962])を参照しながら「所有的個人主義」を指摘している点である。彼は強制・自己利益・正当性のそれぞれを経由して「ロック的文化」が深く内面化されていることを論じている(Wendt [1999: 286])。この問題系こそ、国際秩序を包摂する世界秩序を一体のものとして考察するための出発点となるはずだった。しかしながら、ウェントはこの自由を

担保するとされる所有的個人主義の普及が、国家間の関係性についても見てとれるとして、人間の「生」とは切っても切り離せないはずの所有や個人といった問題系を、国家間関係を規定する文化の領域へのアナロジーとして限定・矮小化させてしまうのである(Wendt [1999: 290])。

しかし「文化」ということばの安易な使用には気をつけるべきだろう。この点、ガーランドは「コントロールの文化」(Garland [2001])という著作をかつて世に出したものの、そこで問題とした「文化」というものは、あくまで言説や慣習と深く関わる政治的経済的な実践との関係で使用した概念であるとした上で、「文化」という言葉でこうした諸問題を片づけてしまう(つまりすべてをこのブラックボックスの中にいれてしまう)ことに警鐘を鳴らしている⁽⁶⁾。言い換えると、象徴システムとして理解される「文化」と、振る舞いと実践を形作る文化の表現として理解される「行為」の間には、特定の「実演(enactment)」(Geertz [1973])や「体現(enbodiment)」(Bourdieu [1977])のプロセスを確認し理解する必要がある。上記をウェントの問題点に敷衍すれば、所有的個人主義を再生産する人民の政治的経済的「実践」の総体が、複数の国家の内外で同時に営まれているからこそ、国家間関係でもその総体が尊重されているのであって、個人間の営みが偶然、国家の営みと類似しているからではない。つまり、この構造—主体問題への問い込みをウェントは放棄してしまっているのである。

ウェントの作業は、「コンストラクティヴィズムという目のまわる存在論的なワインを享受するために、ポストモダニズムという汚染された認識論的な水をのみ込まなくても良いということ」を指し示したとして評価される(Keohane [2000: 129])。しかし彼がなし遂げてしまったことは、そうした科学と観念の間に折り合いをつけた点などではなく、所有的個人主義の問題

を国際面(つまり「国際社会」の領域)に限定し、かつ文化をブラックボックスの中に封じ込めるという二重の矮小化だったといえる。むしろ、掘り下げなければならない問題とは、まさしくウェントが「ロック的文化」ということばで片づけてしまったその中身である。ここで確認しておかなければならないのは、「国際関係学それ自身と覇権との共犯関係」(清水 [2006: 65])がどこにあるかといえ、ウェントの場合、この「ロック的文化」ということばで、構造—主体問題を片づけてしまおうとするその構えの中にこそ見出せる点にある。

実際は、このジョン・ロックに着想を得ている所有的個人主義という制度を実演・体現する日常生活がどのように「世界秩序」を支え、その一つの反映として(パスポートのような身分確認文書を利用した国際移動を通して、)どのように「国際秩序」が日々、再生産されているかという点を明らかにすることこそが掛け金なのである。つまり、「文化は政治経済そのものなのである」(清水 [2006: 145])。われわれの日常が安穏であればあるほど、この所有的個人主義的国際秩序の中心にわれわれが生きることの証左ではないだろうか(Cf. 土佐 [2006: 56-57])⁽⁷⁾。「ロック的文化」という言葉で国内統治問題をブラックボックス化するのではなく、むしろ「日常生活」と「国際秩序」の連関性を明らかにすることこそ、かつて彼が取り組んだ「主体—構造問題」(Wendt [1987])に忠実に応答するための経路であり、ひいてはブルが示唆した「世界秩序」と「国際秩序」がどのように連動しているのかを明らかにすることにもなる。

本稿では、パスポートがその連関性を理解するための糸口になると考えている。したがって、以下では他国に渡航した人であれば誰もが持っているパスポートという冊子をめぐり、経験を基に、上記のロック的文化の問題を踏まえ、上で、「下から」形成されている「国際秩序」

を透かしながら「世界秩序」の問題に接近してみたい。

IV. パスポートから見えてくる秩序論の地平

人の移動という観点から見れば、歴史的には国内が平和状態であるのに対して、国外は戦争状態であるという古典的な国際社会が存在していた。そしてそこから登場したのが、「安全通行権(safe-conduct pass)」としてのパスポートであった。16世紀あたりから危険な国外を安全に通行可能にさせるのが王の発行する紙切れ(=通行券)であったという事実は、(1) 王の主権行使領域の拡張、(2) 通行証と交換で遠隔地貿易に従事する商人からの資本の獲得⁶⁾、(3) 安全が確保された通商のための町の創出という3つの出来事を付随させることとなる(Salter [2003: 15])⁶⁾。つまり、その文書には、行為遂行性が備わっていたのであり、結果的に、王を経由した国家権力の増大・資本主義の原初蓄積の道程・政治経済活動の空間の整備を伴せたのである。

また、パスポートは歴史的にはスパイの侵入の阻止、難民問題の管理、経済移民の流入の調整弁、そして国内の衛生確保などの目的のためにも重要な役割を果たしてきた(Salter [2003])。その意味で、二度の大戦以降、民族大移動のような出来事が起こり、定住民族が滅亡していないという意味では、ブルのいうような国際秩序は十分とっていいほど実現されている。人の国際移動の安定的な管理という問題に取り組むことが、国際秩序(と国内秩序)を理解するためのよき事例となっている。しかし、人の移動・不移動という問題で主体となっているのは、国家だけでなく人々(それをマクロに捉えなおすとすれば人口)そのものでもある。その意味で、今日、秩序の議論は、国家間システムによってだけでも、人々の移動と定住のパ

ターンによってだけでも、十分に説明できるものではない。むしろ国際秩序はパスポートを媒介にして世界秩序と接合されていることがわかる。

この現状をかの有名な卵と卵を入れる箱のアナロジーで考えてみたい。ヴィンセントがかつて説明したように、国家を卵と考えると、国際社会は卵を入れる箱だと考えられる(Vincent [1986: 123-125])。しかし、ポール・ウィリアムスによれば、このアナロジーはさらに洗練させることができるという。すなわち、国家とは卵なのではなく、卵の殻(egg-shells)であり、黄身と白身が国民であると。そして、もし中身が腐ってしまえば卵の殻は何の価値もないと論ずる(Williams P. [2005: 140])。こうした議論は、人間の不安全をどのように改善するかという視点からセキュリティに取り組む批判的な人間の安全保障論の系譜に位置づけられ(Cf. Mushakōji & Pasha [2008])、しかもトップダウンで世界を考えるのではなく、ボトムアップでセキュリティに取り組むという点で、非常に重要な問題提起を行っている(Williams P. [2005: 141])。しかし、ことパスポートと人の移動に関していえば、状況はやはりさらに込み入っている。今日、一部の黄身と白身は容易にこの卵の殻を透過し、出入りを繰り返している。それゆえにこの卵の箱(国際社会)と卵の殻(各国)は、協力して、各国の黄身と白身(人間)にタグをつけて所属を確定しようとしているのである。

こうした現実を図1のように図式化すると、もはや卵と黄身はその原型をとどめることが難しいかのごとく映る。しかし、人間そのものに着目しなければならぬとする批判的な安全保障研究(CSS)に携わる者が自らをワイトがいうところの「革命主義」(Wight [1991])の系譜に位置づけられるとして(Williams P. [2005: 137])、自ら異端であると宣言しているような状況に

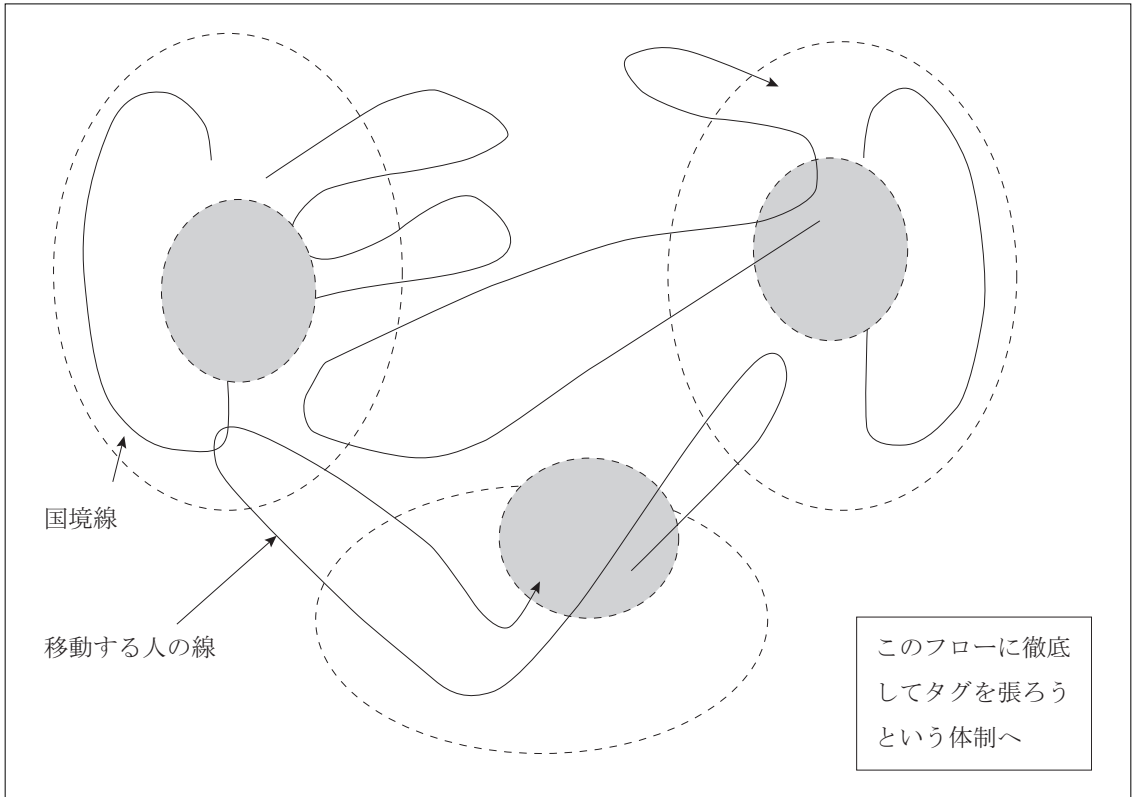


図1 国際社会（箱）と国境線（卵の殻）と人（黄身・白身）の関係

陥っているのとは対照的に、依然として人間そのものはパスポートによって特定の国家につながられている(前田 [2009])。ただし、グローバル化は確実に進展しているという条件付きではあるが。その意味で、国際社会論のこれまでの用語法に従えば、多元主義と連帯主義が同時に深化しているということになる。

もし英国学派が「方法論的多元主義」を体現しているとするならば(Buzan [2001]; Bellamy [2005: 12])、ブザンが行っているような「国際」と「世界」の切断線の強調をやめなければならない。その代わりに、ここでは「国際」と「世界」の関係性を象徴するものとしてのパスポートとそれを所有する「身体」を中心に据える。それが「主権とポストモダン国家について考える必要」(Buzan [2001: 487])を満たす一つのや

り方といえる。なぜなら、国家の構成要素である主権・領土・人口は依然として存在するものの、当の人口の中身は移ろいやすくなっており、主権の作用の仕方も常に変化しているからである。

とはいえ、依然としてブルのいう国際秩序が保たれているという議論が説得力を持っていると判断する理由は、世界のほとんどの国の加盟する「人の移動」を司るパスポート・レジームが不気味なほどにうまく機能する形で、依然として「国際社会」を支えているからである。それは国連の経済社会理事会の下部組織にすぎない国際民間航空機関(ICAO)に加盟する国家が190カ国にも及んでいるという事実を一瞥すれば十分だろう(2009年10月時点)。その意味で、このパスポート・レジームによって統治されて

いる現実を系譜学的に捉える必要がある。ここでいう「系譜学とは、問題がないように見えるもので、かつ時代を超えて保たれているものに戦略的に焦点を合わせる」ものであり、「その作業は、あらゆる活力と真理の中でこうした現在の諸々の特徴がどのようにして過去の中から形成されたのかを説明する」(Bartelson [1995: 73])という手法である。したがって、その焦点の対象が多分に国際「秩序」の態様を典型的に表すものであればあるほど、その分析が保守的であると論難されることは往々にしてあるがそうではない⁽¹⁰⁾。実際は、パスポートとは二次的秩序とされる「国際社会」の領域にぎりぎりまで肉薄しつつ、秩序の問題を提起しながら、その領域だけを研究する人々を世界秩序の問題に直面させるための通行証なのである。

この観点からすると、「秩序」というものが、一人一人がたとえ小さな存在であっても従うことで実現するものであることがわかる。人の移動からみた国際秩序は、A国のパスポートを持った一人一人がB国の主権圏内に入ることを想定して形成されているが、それはまさしくB国に、その人間が「安全で正当性を有した」存在であることを分からしめることで実現するものである(Salter [2003: 4])⁽¹¹⁾。またソルターはこうした空港での入国審査は、「主権」が立ち現れる空間であると同時に、システム化された官僚制の場であるとも論じている(Salter [2008: 376])。以前に到着した旅行者の例を制度的に参照するという意味で、それは新鮮な出会いなどでは決してなく、まさしく事務的に捌かれる「公共」空間でしかないということは重要な指摘である。ただし注意が必要なのは、パスポートの電子化によって手続きの画一化が起こり普遍的な処理がなされるとしても、すべての人間が同じように扱われるというのは幻想だろう。というのも、この秩序編成を形作る入国審査は、①出自、②身体的特徴、③言語能力、④

階級、⑤国家の諜報能力、⑥自国の治安維持権力などを総合的に勘案しながら、実際は国ごとに極めて差別的に進められているからである(Salter [2005: 39-40])。

V. 所有システム、アイデンティティの確保、情報の連鎖

パスポートと関わりを持ちうる人間は、潜在的には地球の全人口であると論ずることは可能だろう。また、そうした対象を管理するICAOが主導する電子システムによるパスポート洗練化のスピードには目を見張るものがある(前田 [2009])。しかしながら、ICAO加盟国の190カ国中、「機械読取式パスポート(MRPs)」を採用している国は139カ国で、51カ国はいまだMRPsを発行していない。電子パスポートに関していえば、2009年中に移行する15カ国を含めても、このシステムを採用しているのは53カ国にすぎない。今後、これが急速に増加するとしても、年間ペースで見て、全世界で発行されているパスポートの数は1億1500万冊しかない(ICAO [2008b: 12])。地球の全人口が70億人に迫っている時代に、電子パスポートの年間の発行数が1億冊程度で、仮に年間1億冊のペースで発行しても、その中に更新パスポートが含まれていることを考えるとその所有者は極めて限られていることに変わりはない。つまり、ここでは地球上の全人口を対象と出来るほど、このシステムの射程は広範でも強力でもないということを確認する必要がある。

ここではなぜこの1億人弱の人々を対象に、パスポートの絶対的な身元情報の確保がなされようとしているのかについて考えてみたい。ニコラス・ローズによれば、日常生活で自由を享受する際の行動それ自体が、繰り返し本人確認を含む、「アイデンティティの確保(securitization of identity)」につながっていると論じている(Rose [1999: 240f]; Lyon [2007])。例えば、イン

ターネット上で商品を購入するときや、銀行口座から、職場のIDカード、交通機関の定期券に至るまで、多くの行為が身元確認を要求されており、それが「日常生活」の一部となっている。提示された情報はデータベースと照合され、そのデータベースにアクセスがあったことなどの追加情報があればデータベースに修正が加わる。このやり取り（処理）そのものに信用がなくなるときに所有のシステムは崩壊する。したがって、この信頼システムを是が非でも防衛しなければならないがゆえに、近年、生体認証のシステムの導入が物騒にもいたるところで進行しているのである。これは私人間の契約関係の延長として展開されている日常性だが、この持てる者たちによる実演・体現が、まさしくパスポートによる情報管理システムにも導入されたことは驚くべきことではない。

これに関して、ICAOがパスポートの偽造や不正利用を防ぐために、金融機関がクレジット・カードの不正利用を阻止するための管理手法を注意深く研究していることなどはその典型例といえる。具体的には、それまではほとんど眠っていたクレジット・カードが、突如複数の箇所で利用されたり、頻繁に利用され始めると、記録としてすぐに明らかとなるため、調査が開始される。そうした把握方法はパスポートにも転用できると考えているのである(ICAO [2008a: 36])。ここでは公的領域の「民営化(privatization)」という形でセキュリティ産業が活況を呈することで統治に貢献しているという点はもちろんのこと、データベースに対して個人が自由にアクセスするという極めて私的な行為があるからこそ、情報のアップデートがなされ、結果的にそれらが統治に貢献することがわかる。また、こうしてアップデートされた情報が、戸籍情報・免許証・保険証などの情報と照合されるために背後に存在していることも無視できない。われわれは電子化と同時に情報の

連鎖も引き起こしながら、結果的に国内的・国際的に秩序を支えているのである。

VI. アイデンティティ確保の最前線：ICAOとEU

以上のような状況と相まって、「アイデンティティの奪取」への懸念を払拭すべく、客観的なアイデンティティの絶対的確保に向けたあくなき探求が、人の移動をめぐるグローバル・ガヴァナンスの領域では起きている。この点での重要な取り組みは、すでにICAOとEUにおいて見いだせる。

VI. 1. ICAOのケース

ICAOでは電子パスポートに関して規定しているICAO Doc 9303 Part 3の第三版が2008年に登場した(第二版は2002年)。そこでは、非接触のIC(contactless integrated circuit)カード導入に関する規定を置いている(ICAO [2008c: 4])。つまり、頻繁に利用する身元確認文書が接触によって傷まないようにするために、接触せずとも(距離を置いて)身元確認ができるようになる無線ICタグ(RFID)の導入をオプションとして想定している。そして将来的には加盟国190カ国にこうしたシステムの導入を促すため、国際標準化機構(ISO; 1947年設立)との緊密な協力関係を構築し、統一コードシステムを確立しようとしている(Cf. ICAO [2008a: 13]; ICAO [2008c: 4])。なお、ICAOでは電子パスポートの円滑な運用例を取り上げて、それを共有するように他の国々に働きかけている。例えば、模範的運用のケースとして、シンガポールやオーストラリアなどを取り上げている(ICAO [2007: 16, 27])。また、チリでは洗練された出生情報を把握する身元確認システムの存在がパスポート発行の場面でも重要な役割を果たしており(ICAO [2008a: 25-27])⁽¹²⁾、ポルトガルでは電子パスポート所有者に対して、入国審査官を置かずにかメラを通

して顔認証するシステムを導入している(ICAO [2008a: 33-34])⁽¹³⁾。

近年、ICAOは生体認証がセキュリティ確保やパスポート偽造阻止に対して万能ではないことを率直に認めた上で、今後進むべき方向性としてパスポートを発行する際に参照する身分証明書を発行した機関に証明書発行の記録を必ず残させる体制を敷くことを考えている(ICAO [2008a: 35])。つまり、参照先である各国の証明書発行機関の活動の掌握(支配ではない)を目指しており、このヴィジョンはもはや国際社会の枠組みを越え、各国の国内管轄事項に滑り込むこと、言い換えれば、国際秩序と世界秩序の連動を意識的に構築していくことを示唆している。

VI. 2. EUのケース

欧州委員会(EC)は、2004年12月に第二世代のパスポートの整備に関する決定を行っている[Regulation (EC) No 2253/2004]。ICAOが推し進めている第一世代のパスポートとは顔写真という生体認証を通して身元情報の確認を行うものである。第二世代のそれは、第一世代の機械読取式渡航文書(MRTD)に指紋データを追加したものを指す⁽¹⁴⁾。

こうした短期間でのアップデートが意味することは、指紋情報をスキャンできる機械を設置しなければならない(ハード面での全面的更新)ということに留まらず、パスポート・コントロールの情報を統括する機関を連結するためのネットワーク・システムのアップデート(ソフト面での全面的更新)が必要ということである(ICAO [2007: 26])。それはパスポートへの搭載データがますます膨大になってきているため、頻繁なシステム・アップデートがなされなければ入国審査のための時間が長くなることから(ICAO [2007: 26])、グローバル経済のフローを国内に取り込むための障害となってしまう危

険性への対応でもある。こうした「技術的な情報共有」を円滑に行うために、EUは2006年に「ブリュッセル相互運用グループ(the Brussels Interoperability Group: BIG)」を設立し、加盟国相互の情報共有システムの構築と維持のために協力している。

拡張版アクセス・コントロール(EAC)の最大の特徴は、電子旅券の非接触チップに格納された生体認証情報に、承認された団体のみがアクセスできる点である。ここではパスポート発行国による承認がなければ、他国はパスポートの生体認証情報にアクセスできないようになっている。つまり、これだけ情報がグローバルに分散していく時代に、国家は依然としてパスポートの発行のみならず、発行後の各個人の生体認証情報についても独占しているのである。こうした生体認証情報は各人が携帯するパスポートの中に入っているのだが、その情報は各国による許可がなければ読み取れないという仕組みになっており、それが技術的に可能だということだ。

したがって、ブルの国際社会へのアイロニカルな評価と同様に、トーピーの客観的アイデンティティ論(身元確認情報としてのアイデンティティ論)(Torpey [2000])をアイロニカルな構えで「高く」評価しなければならない。なぜなら、主観的アイデンティティ論よりも客観的アイデンティティ論の方が重要だからということでは決してなく、むしろパスポートを持つ人々の身元情報を「確保」するために国際社会の諸アクターが血眼になって日夜努力しているからである。その努力は各国が発行する人民のパスポート情報の継続的独占という形で結実している。つまり、国家は依然として最も効果的な「捕獲機械」(Deleuze and Guattari [1980])であり続けているのである。

こうして一方で、人口は主体的に自由を享受する形で生かされながら、他方で、その彼／彼

女の情報は徹底的に客体として把握されることで「国際秩序」が実現されていることがわかる（図2参照）。しかもこの客体の情報はより安全な国際移動を実現するために他のデータベースと連結して情報共有されながら、一つなぎの集合体(asmblage)を形成しつつある。「国際(the International)」の領域で、現在進行している現象は、協調的安全保障の一例なのか、それともグローバル・パノプティコンへの道程なのだろうか。いまだその全貌は明らかとはなっていないものの、このデータベースの集合体を基点に人は自由と不自由のグラデーシオンのどこかに位置づけられるということは明らかである。そして同様に重要なことは、図2で示されているように、パスポートを通して具現化されている「国際秩序」が実現されるか

どうかは、各国内で把握されている「出生証明書(Birth Certificate)」の信頼度にかかっているものであり、それなしのパスポート発行は二度の大戦以降は不可能となっている点である。つまり、この「個」の把握こそが国家の強さの根底にあり、それが自由の主体としての「個」人へとわれわれが練り上げられる基盤となっていることは確認しておく必要があるだろう。そして、国家の統治にとって人口の正確な把握が死活問題であるのと同じく、資本の活動を裏支える個人所有権制度の維持にとってもアイデンティティの確保は死活問題となっていることがわかる。したがって、パスポートとは、「個人所有権制度と統治にとっての高性能で強力な対外的アイデンティティ保全装置」として理解すべきだろう⁽¹⁵⁾。

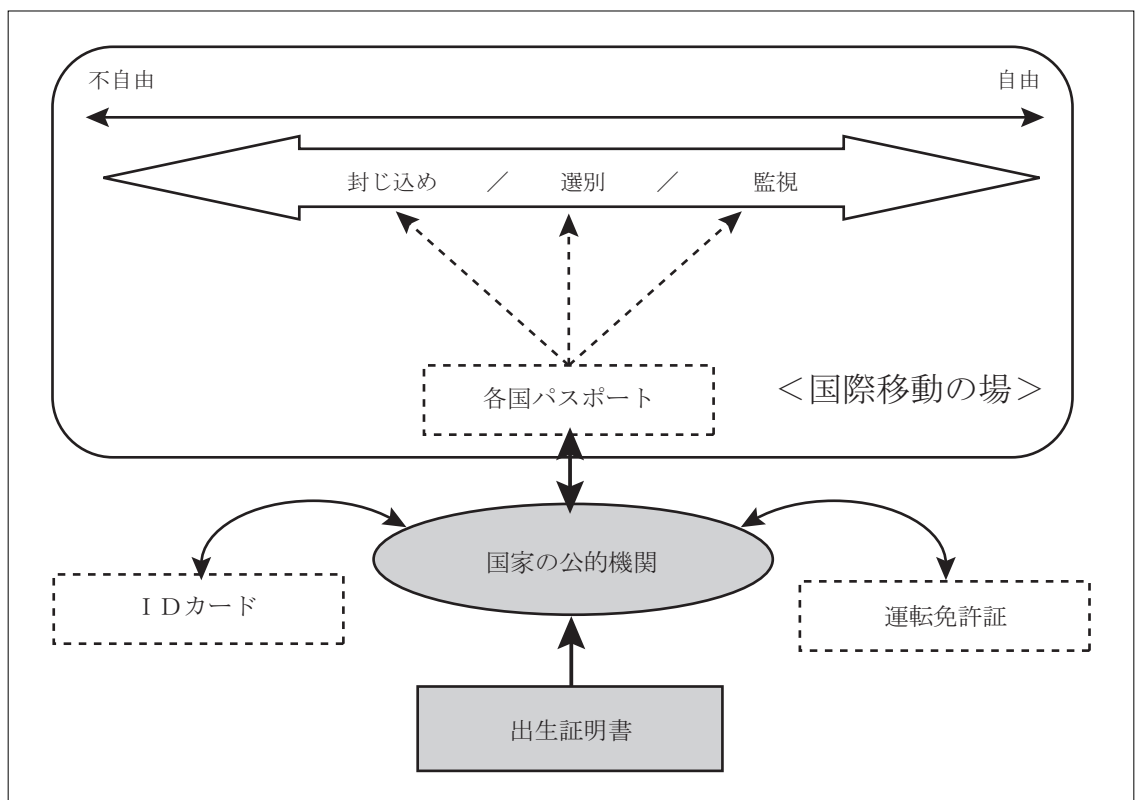


図2 身元確認書の構造

VII. おわりに：秩序とリベラルな統治の多角的検討に向けて

英国学派のこれまで（そしてこれから）の仕事に対して批判的な立場をとる者の多くが一貫して主張しているのは、（それが国家を中心とするものであろうと多様なアクターを視野に入れていようと、つまり多元主義であろうと連帯主義であろうと、暴力の横行する世界を描こうとバラ色の世界を描こうと、「社会」という側面にしか注意を払わず「秩序」の問題を往々にして見落としているという点である。

確かに、国際社会論は世界社会論として近年、精神的に展開されているものの、（当初のブルには存在していた）「秩序」の視点が抜け落ちているということは、人民の平定を含む統治という視点が近年の英国学派にはすっぽりと抜け落ちていることを意味する。このことはひいては、多種多様な安全保障問題群（国家構築としての平和構築の問題、難民や移民問題、海賊・犯罪組織・麻薬・テロリズム問題、保健・衛生・食料問題、津波などの緊急支援問題、環境問題など）を、英国学派の枠組みでは、「統治と秩序の問題」として扱えなくなることを意味する。それではブルが当初示唆していた可能性を封殺することになってしまう。実際、国家安全保障・国際安全保障・人間の安全保障という3つの安全保障アプローチが、別個独立しているというよりも、それぞれに入れ子状になっていることを考えると、ブルのいう「国際秩序」と「世界秩序」の関係性について問い込むことは喫緊の課題であるといえる。そのためには、「国際」と「世界」を連動させる人々の「行為」と、その結果生まれる「国際秩序」と「世界秩序」、および両者の連関性に向き合う必要がある。

この点、本稿ではICAOやEUでの実践例を見てきたが、そこでも明らかなようにパスポートやその他のIDによるアイデンティティ確保（捕

獲）の精度の高まりが、「国際秩序」を確実に裏支えしている。しかもこの「国際秩序」は、図2で示したように各国内で展開されている人口の正確な把握によって裏支えされていることがわかった。パスポート・レジームを支える各国の国内統治の営為が「世界秩序」の重要な構成要素であることは明らかだろう。こうしたミクロレベルでの実践と国際制度の関係性を読み解くことが、「特定の型の諸国家や他の諸政体、そして個人々々を導き、形作り、そして促すよう作動する間接的権力形態のグローバル・システム」(Neumann and Sending [2007: 699])の姿を浮かび上がらせることになるだろう。その意味で、ヘドリー・ブルがかつて示唆した世界秩序と、その一部であるところの国際秩序という理解は、「各国の人口把握を通じた統治」と、「その人口の一部が国際移動する際に付与されるパスポートを通じた統治」の関係性として捉え返すことができる。ただし、この国内秩序と国際秩序は、人口の正確な情報の把握によって同時並行的に実現されるのだが、ただ情報を把握すれば実現されるのではない。前節でも指摘した通り、国際移動を含む「移動の自由」が人々によって権利として十分に享受されていることが不可欠となる。というのも、国家は構成員である人口から抽出される安定的で正確な税収によって生存できるからである。国家が人民に納税させるためには、正確に情報を掴みつつも、移動を含む自由な（経済）活動をさせる必要がある。その意味で、出生証明書を通じた国家による個人情報把握の出発点にして、パスポートやクレジットカードなどを含む各種IDカードは、個人所有権制度を支える強力な装置となる⁽¹⁶⁾。このことはリベラリズムと統治が不可分であることを示唆している。そして、リベラルな統治を実現するために、国際移動面ではパスポートが存在するということになる。ブルが言及した「世界秩序」の中身が何であるかは、本稿です

べて明らかにできたとは到底考えることはできない一方で、「世界秩序」と「国際秩序」が別の枠組みでありつつも、確実に連動していることは明らかである。

近年、こうした動きと平行に国際関係論という学問分野が拡大してきたが、それが含意しているのは、「われわれがある種の知の生産を広めている」ということにある。「これは国際関係論それ自体が政治的实践であり、この学

問分野が世界社会の一部を構成しているということの意味する」からである(Neumann [2001: 507])。その意味で、パスポートという身元確認文書は、この連動の問題を気づかせてくれる結節点なのであり、しかも、この研究が、他のディシプリンと連動しながら国際関係論の中に滑り込んできたこと自体が、新たな認識枠組み生成のための兆しなのである。

註

1. ここで用語法についての整理をしておく。本稿では、「国際社会論」という用語を、専らブルをはじめとする英国学派を指す際に使用している。他方で、「国際関係論」という用語は、特定の学派やアプローチを指すものではなく、国家の境界線を越境する現象を研究対象とするもの全般を指す際に使用している。また、引用で一箇所、「国際関係学」が登場するが、それは「国際関係論」と同義で使用している。
2. ただし、近年、かつて英国学派が自覚的に扱えなかった植民地主義の問題を論ずるものが登場していることには注目すべきだろう(Cf. Keene [2002]; Keal [2003])。
3. こうした視点を、ノイマンとセンディングは、フーコーにならって「規範権力」と呼ぶ(Neumann and Sending [2007: 689])。
4. ハレル、リンクレーターやブザンといった英国学派を論じてきた代表的な研究者たちが、人々の行為と「秩序」の関係を深く掘り下げず、安易に「社会」という概念に飛びついている様に驚きを禁じ得ない。ハレルに至っては、著作のタイトルを『グローバルな秩序』としているにもかかわらず、である。
5. この点、ミシェル・フーコーの1977-1978年の講義のテーマが『安全、領土、人口』であったということは決して偶然ではない(Foucault [2004])。彼が、当時のブルと共通した関心を示していることは、本講義の後半部分を辿ればはっきりと確認できる。
6. 例えば、現代の西洋社会で蔓延している人種差別(racism)というのは確かに一面では文化的ステレオタイプや偏見によって作られているといえるが、他方で人種差別は他のグループに不利益を与えつつ、特定の社会的グループの経済的・政治的利益と一致するような制度的実践や社会分業の中で隆盛し、再生産されるのである(Garland [2006: 437])。つまり、問題となっていることばの意味(ここでは文化)が、ある行為にどのように関係するのかは、むしろ説明を要するのである。
7. 逆に、安定的に人々が定住して生活することを放棄する例として、東西ドイツの壁を崩壊させ、ひいては冷戦の終焉に導いた汎ヨーロッパ・ピクニック運動を挙げることができる。1989年8月19日にハンガリーのショブロンで開かれたその政治集会に集った人々は、オーストリア経由で西ドイツに移動することに成功した。それを聞きつけた東ドイツ人たちもハンガリー経由で西ドイツへ移動し始めるわけだが、東ドイツ人たちは、そこで自国のパスポートを捨てて、秘密裏に西ドイツが用意したパスポートを手にしたのである。その結果、わずか3カ月でベルリンの壁は崩壊した。これが含意することは、「ロック的文化」を各国が支え続けられるかどうかは、各国を構成する人民が、行為としての日々の生活を継続的に内部で営み続けられるかどうか

- にかかっているのである。つまり、国際面だけを切り取って国際秩序を語ることはできず、むしろ各国の政治経済秩序を支える人々の生活の安定的持続に注目しなければならないことを示唆しているのである。
8. かつてカール・ポランニーが『大転換』の中で、市場が発生したのは国家の領域内からではなく、まず遠隔地との取引からであったと論じた点にこそ、安全通行権の問題は重ね合わせる必要があるだろう(Cf. Polanyi [1944=1957])。
 9. 資本主義発展の原型は、シャンパーニュ地方の定期市が王の発行する安全通行権によって用意されたという議論は、まさしくパスポート・権力・資本・空間という四位一体の世界秩序を考える上で避けて通ることができない(Cf. Abu-Lughod [1989])。
 10. ちょうどフーコーが規律訓練や統治について議論したことを秩序順応的だと批判する者がいた状況と似ている。
 11. その意味で、空港などで行われるパスポートの精査は、国際社会論のミクロ的展開を掘り下げる作業であり、パスポート・コントロールの場で行われている人々の精査は、現代版の通過儀礼なのであり(Salter [2005: 38])、英国学派の人類学的展開の地平を切り開くものといえる。
 12. 2008年にICAOが把握した情報によるとチリは、Interpolが運用している盗難遺失渡航文書データベースとの連結に成功している(ICAO [2008a: 27])。
 13. ポルトガルではパスポート・コントロールの際にできる長蛇の列をなくすために、航空機上で予めカメラを通過するための説明を、テレビモニターを通して学習・訓練させることで地上での所要時間を数秒に短縮する試みが実践されている(ICAO [2008a: 34])。
 14. 欧州委員会は、二つの決定を下した。一つは、渡航文書への顔写真による生体認証(Biometric Markers)情報の提出を義務化した(第一世代パスポートへの統合)。2005年2月28日に可決され、EC加盟国は2006年4月28日までにこの制度に完全に移行しなければならないこととなった。もう一つは、生体認証のツールとして指紋情報を提出することを義務化した(第二世代パスポートへの統合)。2006年6月28日に決定され、2009年6月28日までにこの制度への移行が義務付けられた。これがEUによる拡張版アクセス・コントロール(EAC)である。
 15. こうして今後は、人の移動をめぐる国際秩序と世界秩序運動としての国際関係研究は各国内での出生証明書 の歴史研究へと接合することになるだろう。
 16. 国内でのIDカードと人口統治の関係についての議論は別稿に譲らざるを得ないが、国際秩序と国内秩序が途切れることなく(seamless)連動していることは、アイデンティティ確保の問題を考えれば明白である。

文献

- Abu-Lughod, Janet L. (1989) *Before European Hegemony: The World System, A.D. 1250-1350*, New York: Oxford University Press. = (2001) 佐藤次高他(訳)『ヨーロッパ覇権以前：もうひとつの世界システム』岩波書店。
- Bartelson, Jens (1995) *A Genealogy of Sovereignty*, Cambridge; New York: Cambridge University Press.
- Bellamy, Alex J. (2005) "Introduction: International Society and the English School," in Alex J. Bellamy (ed.), *International Society and Its Critics*, Oxford: Oxford University Press, 1-26.
- Bourdieu, Pierre (1977) "Matrimonial Strategies and Social Reproduction," in Pierre Bourdieu, *Outline of Theory of*

- Practice*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 58-71. = (1980=1990) 今村仁司他(訳)「土地と結婚戦略」『実践感覚2』みすず書房, 5-30.
- Bull, Hedley (1966a) “The Grotian Conception of International Society,” in Martin Wight and Herbert Butterfield (ed.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, London: Allen and Unwin, 51-73.
- (1966b=2000) “Society and Anarchy in International Relations,” in Kai Alderson and Andrew Hurrell (ed.), *Hedley Bull on International Society*, Basingstoke: Macmillan Press, 77-94.
- (1977=1995) *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, New York: Columbia University Press. = (2000) 白杵英一(訳)『国際社会論：アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店.
- Buzan, Barry (2001) “The English School: An Underexploited Resource in IR,” *Review of International Studies*, 27 (3): 471-488.
- (2004) *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (2006) “Rethinking Hedley Bull on the Institutions of International Society,” in Richard Little and John Williams, *The Anarchical Society in a Globalized World*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 75-96.
- Clark, Ian (2001a) *The Post-Cold War Order: The Spoils of Peace*, Oxford: Oxford University Press.
- (2001b) “Another ‘Double Movement’: The Great Transformation after the Cold War?” *Review of International Studies*, 27 (5): 237-255.
- Deleuze, Gilles and Félix Guattari (1980) *Mille Plateaux: Capitalisme et Schizophrénie*, Paris: Editions de Minuit. = (1994) 宇野邦一他(訳)『千のプラトー：資本主義と分裂症』河出書房新社.
- Dunne, Tim (2005) “The New Agenda,” in Alex J. Bellamy (ed.), *International Society and Its Critics*, Oxford: Oxford University Press, 65-79.
- Edkins, Jenny and Maja Zehfuss (2005) “Generalising the International,” *Review of International Studies*, 31(3): 451-472.
- Foucault, Michel (2004) *Sécurité, Territoire, Population: Cours au Collège de France, 1977-1978*, Paris: Gallimard: Seuil. = (2007) 高桑和巳(訳)『安全・領土・人口 = コレージュ・ド・フランス講義1977-1978年度』筑摩書房.
- Freedman, Lawrence (2005) “The Age of Liberal Wars,” *Review of International Studies*, 31(1): 93-107.
- Garland, David (2001) *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Chicago: University of Chicago Press.
- (2006) “Concepts of Culture in the Sociology of Punishment,” *Theoretical Criminology*, 10(4): 419-447.
- Geertz, Clifford (1973) “Deep Play: Notes on the Balinese Cockfight,” in Clifford Geertz, *The Interpretation of Cultures: Selected Essays*, New York: Basic Book, 412-54.
- Hoffmann, Stanley (1995) “Foreward: Revisiting ‘The Anarchical Society’,” in Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, New York: Columbia University Press, vii-xii.
- Hurrell, Andrew (2007) *On Global Order: Power, Values, and the Constitution of International*, Oxford: Oxford University Press.
- ICAO (2007) “Stressing Security,” *ICAO MRTD Report*, 2(2): 1-50.
- (2008a) “Issuance and Identity,” *ICAO MRTD Report*, 3(1): 1-38.
- (2008b) “Planning and Protection,” *ICAO MRTD Report*, 3(2): 1-32.

- (2008c) “The New 9303,” *ICAO MRTD Report*, 3(3): 1-38.
- Jones, Charles A. (2006) “War in the Twenty-first Century: An Institution in Crisis,” in Richard Little and John Williams (ed.), *The Anarchical Society in a Globalized World*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 162-188.
- Keal, Paul (2003) *European Conquest and the Rights of Indigenous Peoples: The Moral Backwardness of International Society*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Keene, Edward (2002) *Beyond the Anarchical Society: Grotius, Colonialism and Order in the World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Keohane, Robert O. (2000) “Ideas Part-Way Down,” *Review of International Studies*, 26 (1): 125-130.
- Linklater, Andrew and Hidemi Suganami (2006) *The English School of International Relations: A Contemporary Reassess*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lloyd, Martin L. (2003) *The Passport: The History of Man’s Most Travelled Document*, Stroud: Sutton.
- Lyon, David (2007) *Surveillance Studies: An Overview*, Cambridge: Polity Press.
- MacPherson, Crawford B. (1962) *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, Oxford: Clarendon Press. = (1980) 藤野渉他(訳)『所有的個人主義の政治理論』合同出版.
- 前田幸男 (2009) 「パスポート・ビザからみた統治性の諸問題-「e-パスポートによる移動の加速・管理の深化」と「アフリカ大陸への封じ込め」」『国際政治』(155): 126-147.
- Mushakōji, Kinhide and Mustapha K. Pasha (2008) *Human (In) Security in the Networks of Global Cities: the Final Report 2008*, Kasugai, Aichi: Center for Human Security Studies.
- Neumann, Iver B. (2001) “The English School and the Practices of World Society,” *Review of International Studies*, 27(3): 503-507.
- Neumann, Iver B. and Jacob O. Sending (2007) “The International as Governmentality,” *Millennium: Journal of International Studies*, 35(3): 677-701.
- Polanyi, Karl (1944=1957) *The Great Transformation*, Boston: Beacon Press. = (1975) 吉沢英成他(訳)『大転換：市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社.
- Reus-Smit, Christian (2002) “Imagining Society: Constructivism and the English School,” *British Journal of Politics and International Relations*, 4(3): 487-509.
- Rose, Nikolas (1999) *Powers of Freedom*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rosenberg, Justin (1994) *The Empire of Civil Society: A Critique of the Realist Theory of International Relations*, London; New York: Verso.
- Salter, Mark B. (2003) *Rights of Passage: The Passport in International Relations*, Boulder, Colo.: Lynne Rienner.
- (2005) “At the Threshold of Security: a Theory of International Borders,” in Elia Zureik and Mark B. Salter (ed.), *Global Surveillance and Policing: Borders, Security, Identity*, Cullompton, Devon: Willan, 36-50.
- (2006) “The Global Visa Regime and the Political Technologies of the International Self: Borders, Bodies, Biopolitics,” *Alternatives: Global, Local, Political*, 31(2): 167-189.
- (2008) “When the Exception Becomes the Rule: Borders, Sovereignty, and Citizenship,” *Citizenship Studies*, 12(4): 365-380.
- 清水耕介 (2006) 『グローバル権力とホモソーシャルティ：暴力と文化の国際政治経済学』御茶の水書房.
- Torpey, John (2000) *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge

- University Press. = (2008) 藤川隆男(監訳)『パスポートの発明: 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版会.
- 土佐弘之 (2006) 『アナーキカル・ガヴァナンス : 批判的国際関係論の新展開』御茶ノ水書房.
- Vincent, R. J. (1986) *Human Rights and International Relations*, Cambridge; New York: Cambridge University Press.
- Waltz, Kenneth N. (1979) *Theory of International Politics*, New York; Tokyo: McGraw-Hill.
- Wendt, Alexander (1987) "The Agent-Structure Problem in International Relations Theory," *International Organization*, 41: 335-870.
- (1999) *Social Theory of International Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Wheeler, Nicholas J. (1992) "Pluralist or Solidarist Conceptions of International Society," *Millennium: Journal of International Studies*, 21(3): 463-487.
- (2000) *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society*, Oxford: Oxford University Press.
- Wheeler, Nicholas J. and Tim Dunne (1996) "Hedley Bull's Pluralism of the Intellect and Solidarism of the Will," *International Affairs*, 72(1): 91-107.
- Wight, Martin (1991) *International Theory: The Three Traditions*, Leicester: Leicester University Press for the Royal Institute of International Affairs.
- Williams, John (2006) "Order and Society," in Richard Little and John Williams (ed.), *The Anarchical Society in a Globalized World*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 13-34.
- Williams, Paul (2005) "Critical Security Studies," in Alex J. Bellamy (ed.), *International Society and Its Critics*, Oxford: Oxford University Press, 135-150.